

## PCB廃棄物対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

勧告先 : 環境省  
勧告日 : 平成15年12月5日  
実施時期: 平成14年8月～15年12月

### 実施の背景事情

PCB(ポリ塩化ビフェニル)

- 0 用途  
絶縁性、不燃性の特性から、トランス、コンデンサなどの電気機器の絶縁油、化学・食品工業等諸工業における加熱・冷却の熱媒体等として幅広く使用
- 0 国内生産量・使用量  
国内生産量: 5万8,787トン (注)1 製造開始された昭和29年から、製造中止された47年までの総量  
国内使用量: 5万4,001トン 2 財団法人日本公衆衛生協会調べ
- 0 毒性
  - ・ カネミ油症事件  
昭和43年に、西日本一帯でPCBが混入した米ぬか油の摂取による中毒事件が発生
  - ・ PCB使用安定器の破裂事件  
平成12年に東京都内の小学校で、蛍光灯のPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が小学生の身体に付着する事件が発生。同種の事件が各地で発生、やけど、吐き気などの被害
- 0 製造、輸入及び新たな使用の原則禁止  
昭和47年 通商産業省の行政指導により、PCBの製造中止、回収  
昭和49年 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)を施行。PCBの製造、輸入、新たな使用が原則禁止
- 0 平成13年7月、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)を施行。PCB廃棄物を保管する事業者  
に保管及び処分状況の届出等を義務付け
- 0 PCB廃棄物の保管については、次のとおり、環境省始め関係府省庁等による各種の実態把握が行われているが、PCB廃棄物全体の保管の実態(事業場数、種類別保管量、処分量等)は、不明
  - ・ 財団法人電気絶縁物処理協会によるPCB台帳 …… 13万 706事業場(注)1  
(経済産業省の指導に基づき昭和49年から平成13年10月まで実施、現在は経済産業省が引継ぎ)
  - ・ 厚生省による平成4年度の実態調査 …… 延べ 1万8,824事業場
  - ・ 厚生省による平成10年度の実態調査 …… 延べ 4万3,632事業場
  - ・ 厚生省による平成10年度実態調査のフォローアップ調査(平成12年度) …… 延べ972事業場
  - ・ 各府省庁による閣議了解に基づく調査(平成12年度) …… 1万1,827事業場
  - ・ 経済産業省による電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく届出 …… 1,701事業場(注)2
  - ・ PCB特別措置法に基づく届出  
平成13年度 …… 4万3,696事業場  
平成14年度 …… 5万3,172事業場

(注)1 保管事業場のほか使用している事業場を含む。

(注)2 平成13年10月15日から14年10月14日までの間に廃止届出が行われ、保管している事業場

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、都道府県等における保管事業場の実態把握の的確化、PCB廃棄物の保管等の適正化等を推進する観点から、環境省及び都道府県等におけるPCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用の状況、事業者におけるPCB廃棄物の保管・処分の状況とその届出状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

## 主な勧告事項

### 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場の実態把握の的確化及び届出の励行確保

環境省

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のため、PCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用に努める義務あり

(PCB特別措置法第5条)

都道府県等

- 0 PCB廃棄物を保管する事業者等から、毎年度、前年度のPCB廃棄物の保管等の状況について届出を受理

(PCB特別措置法第8条)

- 0 環境省は、届出漏れがないよう区域内の事業者等に確実に周知すること等について、都道府県等に通知

(平成14年1月の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

調査対象23都道府県等で平成13、14年度ともにPCB特別措置法に基づく届出に係る事業場名簿に掲載されていない1,418事業場を抽出して調査

- 0 両年度ともに届出義務のある保管事業場744のうち、両年度ともに届出を行っていないもの

..... 545事業場

- 0 届出を行っていない545保管事業場のうち、実地調査した65保管事業場の中には、都道府県等による保管事業場の実態把握と届出の励行指導が適切に行われていないものあり

- ・ 届出に係る個別周知が行われていない ..... 47事業場

- ・ 届出に係る個別周知は行われているものの、督促が行われていない ..... 15事業場

- ・ 督促は行われているものの、その後の励行指導が行われていない ..... 2事業場

届出に係る個別周知を行っていない理由は、都道府県等の情報収集の範囲が、各種の実態調査の一部に限定されていること、各種調査により把握されている情報の突合・整序による事業場名簿が作成されていないこと等による。

環境省は、各種の実態調査により他府省庁が把握している保管事業場に係る情報のうち、一部の情報(財団法人電気絶縁物処理協会における平成10年8月現在の調査)は収集し、都道府県等に提供しているものの、その他の情報については収集しておらず、都道府県等への情報提供を行っていない。

#### < 勧告要旨 >

他府省庁から、閣議了解に基づく調査、電気事業法に基づく届出又はPCB台帳による保管事業場の情報を収集し、これを都道府県等に情報提供するとともに、都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行うこと。

- 1) 環境省から提供を受けた情報と自ら把握している保管事業場の情報との突合・整序を行い、事業場名簿の的確な整備を図ること。

また、この事業場名簿に基づき、保管事業場に対し、届出を行うよう徹底すること。

- 2) 届出を行っていない保管事業場に対し、督促及びその後の励行指導を徹底すること。

## 2 PCB廃棄物の保管等の適正化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)

- PCB廃棄物の保管について、特別管理産業廃棄物(注)保管基準の遵守を義務付け

(注) PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物の一つとして指定されている。

- 特別管理産業廃棄物の保管事業場ごとに管理責任者の設置を義務付け
- 都道府県等には、特別管理産業廃棄物の保管事業場に対する立入検査等の権限あり

PCB特別措置法

- PCB廃棄物の譲渡又は譲受は、原則、禁止
- 都道府県等には、PCB廃棄物の保管事業場に対する立入検査等の権限あり

実地調査した23都道府県等の 226事業場におけるPCB廃棄物の保管等の状況

- |                              |       |        |
|------------------------------|-------|--------|
| ○ PCB廃棄物の全部を紛失しているもの         | ..... | 2事業場   |
| ○ 自ら保管せず、電気工事業者に譲渡しているもの     | ..... | 2事業場   |
| ○ PCB廃棄物を自ら保管している 222事業場のうち、 |       |        |
| ・ PCB廃棄物の一部を紛失しているもの         | ..... | 3事業場   |
| ・ 保管基準を遵守していないもの             | ..... | 167事業場 |
| ・ 管理責任者を適正に設置していないもの         | ..... | 152事業場 |

23都道府県等における保管事業場に対する立入検査の実施状況

- 立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しておらず、立入検査を実施していないもの  
..... 7都道府県等
- 立入検査を実施している16都道府県等のうち、
  - ・ 立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しているものは10都道府県等。その立入検査実施率は22.3パーセント
  - 一方、同方針を策定していないものは6都道府県等。その立入検査実施率は5.5パーセント
  - ト
  - ・ 検査すべき事項が立入検査表に記載されていないことなどから、都道府県等が行っている立入検査で指摘漏れがみられるもの  
..... 6(14事業場で26事項)

### < 勧告要旨 >

都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行うこと。

- 1) 保管事業場に対する立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定し、計画的な立入検査を実施すること。また、的確な立入検査表を作成するなど立入検査の実効性を確保すること。
- 2) PCB廃棄物保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管について、PCB特別措置法の規定によるPCB廃棄物の譲渡等の禁止を厳正に遵守するよう指導すること。  
また、PCB廃棄物の保管、管理責任者の設置について、廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物保管基準と管理責任者の設置規定を厳正に遵守するよう指導し、指導に従わない事業者に対しては、改善を命ずるなど、厳正な処分を行うこと。